

「酒類販売業等に関する懇談会」の取りまとめについて

酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請へのさらなる対応としてどのような施策が考えられるかの検討を行うため、本年 2 月に当懇談会を再開した。

再開後の懇談会では、前回の「酒類販売業等に関する懇談会」取りまとめ（平成 14 年 9 月「酒類小売業を中心とした酒類業等の現状と課題」）において、「人口基準廃止以降の酒類取引の適正性や販売管理体制などの適正性を確保するための措置の整備を段階的に進めることが必要である」との指摘がなされている経緯等を踏まえ、幅広い観点からのご意見を伺い、また、欧米諸国の酒類販売規制の現状についても、現地調査を実施し、検討を行ってきた。

この度、懇談会における検討結果が、「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」として座長により取りまとめられたところである。

【懇談会の開催実績】

〔第 11 回〕平成 16 年 2 月 24 日

（懇談会再開の趣旨及び経緯等（国税庁より説明））

〔第 12 回〕平成 16 年 3 月 24 日

（酒類業界・酒類行政の現状等と前回の取りまとめの対応状況（国税庁より説明））

〔第 13 回〕平成 16 年 4 月 2 日

～〔第 17 回〕平成 16 年 5 月 31 日

（関係省庁、各方面の専門家からのヒアリング）

〔第 18 回〕平成 16 年 6 月 8 日、〔第 19 回〕平成 16 年 6 月 22 日

（関係業界からのヒアリング）

〔第 20 回〕平成 16 年 7 月 5 日

（これまでのヒアリングのポイント整理等）

〔第 21 回〕平成 16 年 9 月 22 日、

〔第 22 回〕平成 16 年 10 月 13 日

（主要国における酒類販売に係る諸規制の実態調査報告）

〔第 23 回〕平成 16 年 10 月 25 日、

〔第 24 回〕平成 16 年 11 月 10 日

（これまでの議論の整理）

〔第 25 回〕平成 16 年 11 月 22 日、

〔第 26 回〕平成 16 年 11 月 29 日

（フリー・ディスカッション、とりまとめ）

（注）本年 2 月の懇談会再開後の実績のみ掲げた。

問い合わせ先、連絡先

国税庁課税部酒税課

：03(3581)4161（代表）

亀井、初谷（内線 3734、3731）

「酒類販売業等に関する懇談会」名簿

(敬称略)

(座長)	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
(座長代理)	田中 利見	上智大学経済学部教授
	跡田 直澄	慶應義塾大学商学部教授
	井岸 松根	社団法人日本加工食品卸協会専務理事
	宇賀 克也	東京大学法学部教授
	岡本 勝	広島大学総合科学部教授
	神崎 宣武	民俗学者
	小宮 信夫	立正大学文学部助教授
	須磨 佳津江	キャスター
	田嶋 尚子	東京慈恵会医科大学内科学講座主任教授
	寺沢 利雄	財団法人流通経済研究所客員研究員
	本間 千枝子	随筆家
	水谷 研治	中京大学大学院教授
	御船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	矢島 正見	中央大学文学部教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授

社会的な要請への今後の対応のあり方（概要）

本懇談会では、酒類販売等に対する社会的な要請のうち最も重要な課題の一つである「未成年者飲酒防止への取組」と「適正飲酒の定着」を取り上げ、今後の具体的な施策について検討した。その検討結果は、次のとおりである。

酒税の保全を目的とする免許制度による規制では、社会的な要請に十分に対応することは困難であり、酒類販売に係る行為規制を広く検討の対象とする必要がある。なお、諸外国の酒類小売業に係る参入規制を見ると、国・地域により様々であり、国際的な整合性のある制度は見出し難い。

また、諸外国では、若者の集団飲酒による秩序違反（ディスオーダー）やアルコポップスと呼ばれる低アルコール飲料の若者への普及が社会問題となっている。我が国でも、都市部の繁華街等において青少年の飲酒行動が問題視されており、早急な対応が望まれるところである。

未成年者の飲酒防止等の取組に当たっては、関係省庁や業界等とより一層連携して総合的に推進する必要があるが、「未成年者飲酒防止への取組」等の社会的要請に対する具体的な対応策は、以下のとおりである。

(1) 未成年者飲酒防止への取組

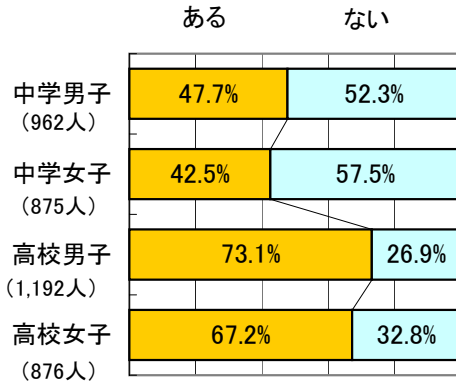
- イ 未成年者飲酒禁止法違反に係る取締り・罰則の更なる強化の要請
- ロ 広告宣伝の自主規制の見直し・遵守の徹底、製品等への実効性のある表示とするための内容、方法等の見直しの検討
- ハ 飲食店も含めた酒類の販売・提供業者による酒類購入者の年齢確認の徹底、年齢確認の社会での定着
- ニ 成人識別機能のない従来型の酒類自動販売機の完全な撤廃
- ホ 一定時間・場所における酒類販売を条例等により規制する等の地域の実情に応じた取組
- ヘ 学校における体験学習や地域学習等を通じた飲酒教育の実施、家庭における未成年である我が子の飲酒防止が親の責務であるとの意識の醸成
- ト 未成年者飲酒防止の観点からの過度な販売競争の抑制

(2) 適正飲酒の定着

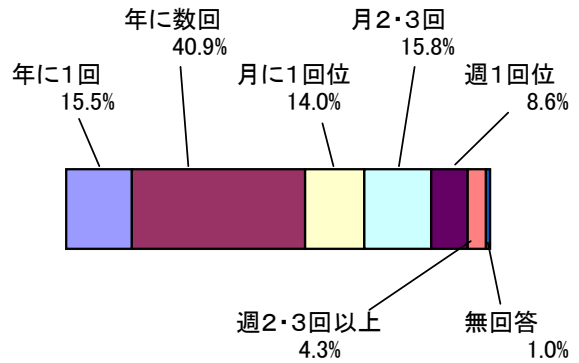
- イ 消費者自身による健康の自己管理を促すための普及啓発
- ロ 妊産婦の飲酒に関する警告表示の義務化の検討
- ハ 大量飲酒に関する注意表示の自主ルール化の検討
- ニ 健康に効果のある酒類の研究開発に期待

未成年者飲酒の実態

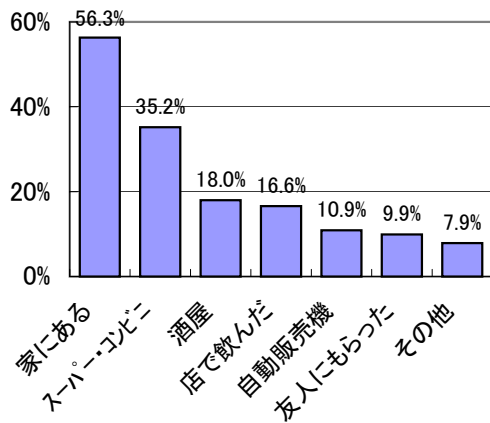
1 この1年間の飲酒経験



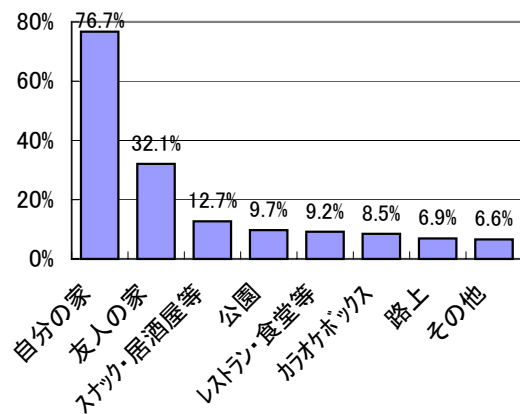
2 飲酒回数 (中高生全体)



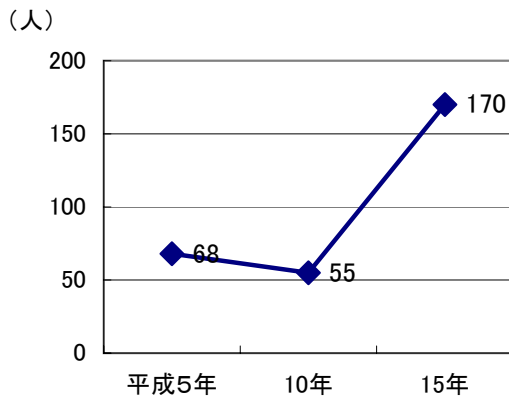
3 購入場所 (中高生全体)



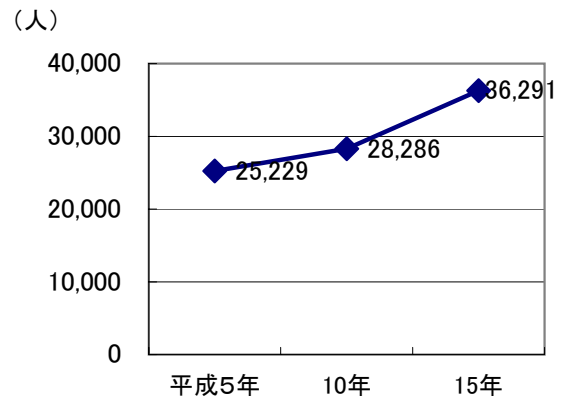
4 飲酒場所 (中高生全体)



5 未成年者飲酒禁止法による検挙人員



6 飲酒で補導された少年の数



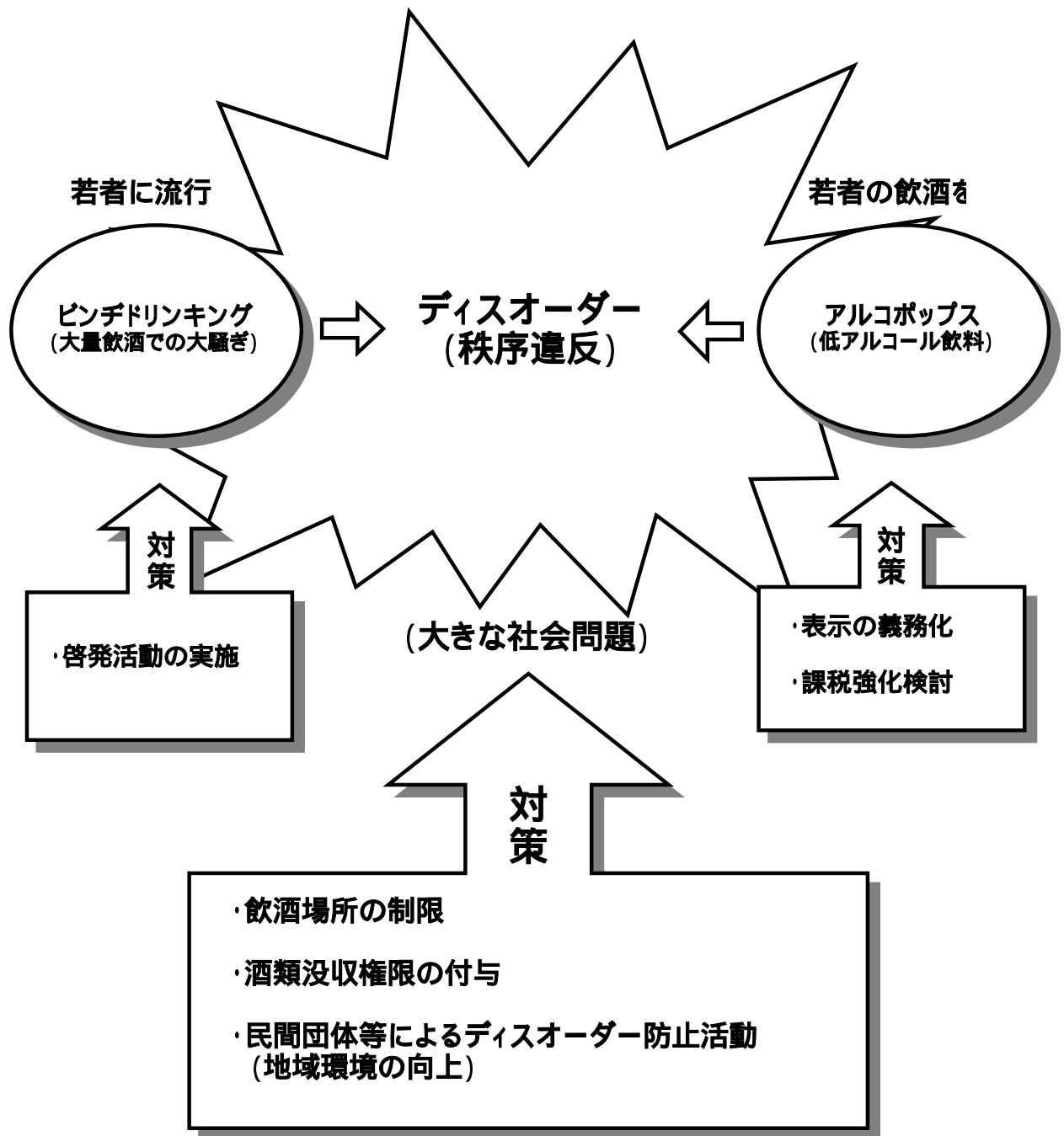
(出典) 1～4は、「青少年とタバコ等に関する調査研究報告書」(平成13年1月総務庁青少年対策本部)
5・6は、警察庁調べ。

諸外国における酒類販売管理の現状（未定稿）

酒類小売業に係る参入規制については、酒類販売を巡る歴史的な背景、飲酒に対する国民の意識等を反映して、国・地域により、規制の有無・手法は非常に多岐にわたっている。

国名 州名	日本	アメリカ ニューヨーク州	イギリス	ドイツ	フランス
【参入規制】 実施主体	税務署長	州酒類管理局	地方自治体	(免許規制等は存在しない)	関税出納事務所 (店内消費は警察等も所掌)
形態	免許制	免許制	免許制		実質的な届出制 (店内消費は免許制)
目的	財政目的	厚生目的 (節度ある酒類消費の推進)	警察目的等 (犯罪等防止、未成年者保護)		厚生目的等 (アルコール依存症防止等)
対象	販売店	販売店、飲食店	販売店、飲食店		販売店、飲食店
内容 ・人的要件 ・人口基準 ・場所的規制	・あり	・あり ・販売店、飲食店につき、学校等 から 200 フィート等は 禁止	・あり ・あり (条例で定める場所等)		・あり ・販売店：なし 飲食店：あり ・販売店：なし 飲食店：あり
【営業時間規制】		・あり (州法) (郡・市等により上乗せ規制可能)	・2005 年に廃止予定	・全業種共通の時間規制あり	・あり (各地方自治体)
【広告宣伝等】 法規制	・あり (酒類業組合法に基 づく表示基準)	・あり			・あり
・飲酒禁止年齢 ・自動販売機設置	・20 歳未満 ・あり	・21 歳未満 ・なし	・18 歳未満 ・なし	・16 又は 18 歳未満 ・なし	・16 又は 18 歳未満 ・なし

諸外国での飲酒に関する社会問題 (ピンチドリンクング、アルコポップス、ディスオーダー)



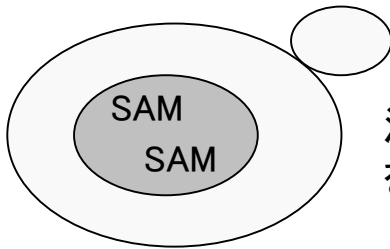
わが国でも...

都市部の繁華街等における青少年の飲酒行動を問題視

⇒ 早急な対応が望まれる

清酒酵母および清酒粕の優れた生理・栄養特性

清酒酵母



清酒酵母はS-アデノシルメチオニン(SAM)をもろみ中で高蓄積する

注目されるS-アデノシルメチオニンの生理機能

- 1, アルコール性肝炎など肝臓疾病に顕著な治癒、予防効果
- 2, うつ病の治癒効果
- 3, 骨関節症での痛みの軽減、機能回復効果
- 4, 老人性痴呆症の改善効果

清酒酵母および清酒粕(多量の清酒酵母を含む)は優れた生理・栄養特性を持つ

ラットの自発性運動量を増加させる

(*Food Sci. Technol. Res.*(2004) 10, p6-9に発表)

SAMそのものは清酒中では分解しやすいため、その安定のための研究や清酒酵母や清酒粕の活用の研究を現在進めている

(出所:独立行政法人酒類総合研究所)